

大阪広域水道企業団議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 2 月 21 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 2 号

大阪広域水道企業団議会委員会条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団議会委員会条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別委員会の設置) 第 1 条 (略) 2 (略) 3 <u>特別委員（以下「委員」という。）は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u></p> <p>(委員の選任) 第 2 条 <u>委員</u>は議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p>2 <u>前項ただし書の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</u></p>	<p>(特別委員会の設置) 第 1 条 (略) 2 (略)</p> <p>(委員の選任) 第 2 条 <u>特別委員（以下「委員」という。）</u>は議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p>

附 則

この条例は、平成25年 3 月 1 日から施行する。